

宮城県監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 29 年 6 月 23 日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成 29 年 3 月 28 日
- 2 通知のあった日
平成 29 年 6 月 1 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
 - イ 監査委員の報告の内容
 - (イ) 緊急小口資金特例貸付金償還金において、多額の長期未収金が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。
 - (ロ) 財産の管理において、目的以外に使用しているものが認められたので、改善を図る必要がある。
 - ロ 措置の内容
 - (イ) 宮城県社会福祉協議会においては、平成 27 年度に内陸部の未償還者に対する催告書の送付を実施し、また、平成 28 年度は沿岸部の未償還者に対する催告書の送付を実施するなど、債務者に対して制度理解を促し、緊急小口資金特例貸付金の未収金の縮減に取り組んでいる。
県においては、緊急小口資金特例貸付金の未収金の縮減対策について宮城県社会福祉協議会との意見交換を適宜行い、未収金の縮減がいっそう進むよう指導・助言を行っている。
 - (ロ) 管理運営に関する基本協定書第 13 条に基づき適正に管理物件を管理するよう努めさせるとともに、目的以外に使用する場合には、事前に承認を求めるよう指導する。
また、指摘事項に該当する条項に関わらず、各指定管理施設を適正に管理するよう、指定管理者に対して、管理運営に関する基本協定書の内容について、関係職員に確認を徹底させるよう指導する。
 - (2) 団体名 公益財団法人宮城県国際化協会
 - イ 監査委員の報告の内容
 - (イ) 理事会での承認等が必要となる重要な取引において、適正なガバナンスが確保されていないと認められたので、改善を図る必要がある。
 - (ロ) 一般正味財産増減額が 6 期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 当該取引については、利益相反取引にあたることの認識が不十分だったことから、認識を改めるとともに、利益相反取引前の理事会での承認及び取引後の報告義務を怠っていたことによる法令違反の状態を速やかに解消するよう指導を行った。

また、債権の利息として受け取る利益を計上する際、現金主義ではなく発生主義により計上するよう改めるとともに、理事会の開催実績については、「決議の省略」で行ったものを「書面」と記載し実績に含めていたものを改め、実際の会議開催件数のみを実績報告とするよう指導した。

今後も、公益法人関係法令等に反することのないよう十分に指導を行っていく。

- (ロ) 当法人は、平成22年度から経常収支がマイナスとなり財務基盤が脆弱化してきたことを受け、第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画において「改善支援団体」に区分されたことから、収支均衡を目標に、管理費の抑制と効率的な運営を行うための指導・助言を行うとともに、健全な財務基盤の確立に向けた経営改善計画の策定を求めたところである。

平成27年度には、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「経営改善プラン」が策定され、収支均衡を図るべく事業の見直しや収入の確保に取り組んでいるところであり、平成29年度以降は経常収支が黒字となる見込みとなっている。

今後も、健全な運営を維持すべく、作成した経営改善プランの達成に向けて指導・助言を行っていくこととする。

(3) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター

イ 監査委員の報告の内容

期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

年4回の取締役会等の開催時期にあわせて、仙台港周辺の物流環境や現在の経営状況等について報告を求めた。

現在は単年度黒字化していることから、当面は現状の経営を維持しながら、累積損失の早期縮減・解消にむけ、売上の確保、コストの削減、更なる改善策の検討及び推進等を求めていく。また、必要に応じてアドバイスをするなど側面的支援を行っていく。

(4) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 正味財産増減計算書において、指定正味財産増減の部に計上すべき基本財産評価損益等が投資有価証券評価損益等として経常増減の部に計上されていたものが認められたので、改善を図る必要がある。

- (ロ) 一般正味財産増減額が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。

- (ハ) 財務諸表において、計数、勘定科目が著しく不適正なものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 基金は、指摘を受けた指定正味財産を充当した基本財産評価額の計上先の違いについて、再度、税理士と検討を重ねた結果、平成28年度決算から、指摘のとおり正味財産増減計算書の該当する勘定科目を修正すること

とした。

県としては財務諸表の計上科目について税理士等との調整により決定していたことを確認し、基金に対し、税理士と計上先について速やかに結論を出すように求めた結果、上記の対応となった。今後においても、税理士等の専門家と調整を重ねて、会計処理の適正化を図るよう指導する。

- (ロ) 基金は平成 25 年に公益財団法人に移行し、専ら公益目的事業の実施により、林業労働力の確保や林業就業者の就労条件の改善に取り組んできたが、毎年一般正味財産増減額がマイナスの状況にあった。これは移行前から実施してきた林業事業体への各種社会保険等の掛金に対する助成金を見直すことなく、公益法人移行後も維持してきたために発生したものであることが基金において確認された。

今回の指摘を受けて基金は、この助成事業の予算規模を計画的に縮減するための見直しを平成 27 年度及び平成 28 年度の予算理事会において承認を受け、平成 30 年度には支出超過を解消する予定となった。

県としては、基金に対し運営改善を図るため、事業規模の見直し等について早期に実施するように指導したところ、上記のとおり基金において原因が確認されたことから、県の指導のもと、平成 30 年度末までに事業見直しによる支出超過の解消を図ることとなった。

今後においても引き続き、基金による計画的な事業規模の縮減について適正に実行されるよう指導する。

また、上記対策の他に財政健全化に向けて各事業に要する費用について精査し、必要に応じて県に相談の上、改善するよう指導していく。

- (ハ) 基金は指摘のあった不適正な伝票処理について、事業担当者に会計処理の理解不足があったことが原因であったため、以下のとおり改善を図ることとした。

- a 財団の会計担当者及び森林組合連合会の経理担当者の複数のチェックができるように体制を整え、仕訳伝票の様式を改善した。
- b 委託契約に基づき、毎月定期の支出が発生する顧問料については、支払いの延滞を防ぐため、普通預金から自動的に引落しするよう改善した。
- c 法人会計と事業会計間の取引きについて誤りがあったため、期中に完結する案件、翌期にまたがった案件など、特に分かりにくい処理について共通の統一した方法を記載した処理方針を作成した。
- d 共通の処理を徹底するため、伝票作成に関わる全職員を対象に処理方針の内容等、適正な会計処理について O J T を行い、統一した方針による会計処理ができるように改善した。

県としては不適正な伝票処理について早急な対応を求めた結果、平成 28 年 12 月より仕訳伝票の様式を改め、複数人によるチェック体制を導入したことにより改善が図られているものと思われるが、今後同様な誤りが発生しないよう、適切なチェック体制の維持について、引き続き指導する。

また、特に分かりにくい処理項目について、新たに作成された処理方針を確認したところ、案件毎の仕訳伝票の作成方法等の方針が示されており、ヒューマンエラーの発生が防止できる内容であることが認められた。引き続き適正な会計処理が実施されるよう間違いやすい処理の対応方針について職員全員が共有するとともに、O J T を通して職員のスキルアップを継続的に行うよう指導した。

なお、今後は基金から四半期毎に残高試算表を県に提出させること

とし、内容について定期的に確認した上で必要に応じて直接調査・指導していく。

(5) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

鉄道会社の経営改善にあっては、これまで「仙台空港鉄道株式会社改革支援プラン行動計画」の実施や、県からの借入金（転貸債）金利及び元本償還期間の見直しなど、鉄道会社の経営安定化に向けた措置を講じてきたところである。

また、平成28年度の利用者数が過去最高となる年間344万人を記録するなど、継続的に実施してきた利用促進のためのPR活動などの効果が表れてきているが、経常利益は、開業以降マイナスの赤字決算が続いている状況にあり、鉄道会社の安定的な経営に向けて、収入の基盤となる運賃収入のほか、運賃外収入の増加に向けた更なる取組が必要なところである。

鉄道会社の運賃収入の大半は、空港利用客が占めることとなるため、仙台国際空港株式会社等の関係機関と連携のうえ、「仙台空港アクセス鉄道の利便性向上等に関する意見交換会」を設置し、より利便性の高い鉄道ダイヤや、空港アクセスにふさわしいアメニティの確保などの検討を重ねた結果、平成29年3月のダイヤ改正において、3往復の増便と時隔改善が行われ、鉄道利用者の利便性向上が図られたところである。

県としては、今後、早期の単年度黒字化に向け、更なる利便性向上とアメニティ確保に向けた意見交換会における検討を継続するとともに、鉄道会社の経営目標について、鉄道会社と基本的な方向性を整理し、鉄道会社自らが短期、中・長期的な目標を早期に設定できるよう支援していく。